

## 水産分野における産業管理外来種の管理指針

### 1. 基本的な考え方

「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月26日環境省・農林水産省・国土交通省策定。以下、「行動計画」という。）では、産業において利用される外来種について、すぐに利用を控えることが困難な場合には、外来種の利用量を抑制する方法の採用や、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないか検討し、利用量の抑制が困難である場合や代替性がない場合は、適切な管理を行う必要があるとしている。

こうした基本認識の下、ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウト（以下「~~ニジマス等~~」という。）については、水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献しているが、元々は我が国の在来種ではなく、不適切な管理の結果、管理地外に逸出した場合は生態系等に被害を及ぼすおそれもあることから、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（平成27年3月26日環境省・農林水産省策定。以下「外来種リスト」という。）において、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）」に位置付け、利用する際の適切な管理を求めているところである。

~~このため、ニジマス等については、利用量を抑制する方法の採用や、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないか、引き続き検討を続けていきつつ、その利用に当たっては、このような水産分野において適切な管理が必要な産業上重要な外来種であるニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウト（以下「水産分野における産業管理外来種」という。）については、行動計画に基づき、引き続きその代替性等を検討していく。~~

~~他方で、水産分野における産業管理外来種の利用状況を踏まえれば、現時点では適当な代替性等は存在しない実態にあることから、外来種リストの「利用上の留意事項」の「これ以上の分布拡大をしない」に沿った適切な管理とする必要があるが求められる。~~

~~については、水産分野における産業管理外来種に関係する主体が、利用上の留意事項に沿った管理を進めていく上で取り組むべき事項の基本的な考え方について、次のとおり整理した。~~

## 2. 主な主体の役割と具体的な取組

水産分野における産業管理外来種はと以下に掲げる特に関わりの深い主な主体においては、産業管理外来種に関わる者の役割として、水産庁の協力の下、地域の実情に応じて以下に示す取組のほか、相互に連携して、水産分野における産業管理外来種の利用や管理に関する適切な理解と必要な情報のを共有に努める。

### (1) 漁業関係者

#### ① 漁業協同組合

第5種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合には、対象魚種の増殖義務が課せられている。当該漁業協同組合が増殖行為の一ひとつとして水産分野における産業管理外来種の放流を実施するに当たっては、在来種の繁殖保護にも留意する。

また、ニジマスやブラウトラウトは降海して他の河川に生息域を拡大したり在来種と交雑する能力を潜在的に有している実態を踏まえ、関係する都道府県(~~・水産試験場等研究機関を含む~~)及び内水面漁場管理委員会と協力して、対象魚種の分布や再生産の状況、当該漁業権漁場からの移動(~~地域によっては降海魚の存在を含む~~)及び交雑種の有無等に関する情報のを収集に努める。また、地域によっては、降海魚の存在に関する情報を収集する。

#### ② 養殖業者

水産分野における産業管理外来種を扱う養殖業者は、当該養殖施設から産業管理外来種が逸出しないよう努めるにするとともに、生体販売を行う際には、購入者に対し、飼育施設に逸出防止策が講じられていることやその用途が私的放流ではないことに利用されることがないように購入者に対してその用途等を確認する。

### (2) 遊漁関係者

#### ① 遊漁関係者

遊漁関係者は、~~原則として~~、公有水面における水産分野における産業管理外来種の放流は自粛する。現時点において、公有水面で何らかの水産分野における産業管理外来種の放流活動を実施している場合には、当該公有水面を管轄する都道府県や関係する共同漁業権者に相談するとともに、水産試験場等研究機関の助言を得た上で、対応を検討する。

#### ② 管理釣り場の管理者及び経営者

水産分野における産業管理外来種を扱う管理釣り場の管理者及び経営者は、当該釣り場施設から産業管理外来種が逸出しないよう努めるにするとともに、私的放流の端緒となる蓋然性の高い生体がの持ち出しがなされることがないように適切な措置を講ずる。

### (3) 都道府県・内水面漁場管理委員会

① (1) ①及び②の者並びに(2) ②の者に対し、水産分野における産業管理外

来種の管理に関する取組が円滑に行われるよう適切なに指導・監督に努めるする。

② (2) ①により、遊漁関係者から放流活動に関する相談等を受けた場合には、必要に応じて水産試験場等研究機関と連携して、水産分野における産業管理外来種の管轄地域での利用状況や他の水産資源等に与える影響等~~地域の实情に応じて~~を十分考慮して指導・監督を行うする。

③ 調査や研究に係る部局は、水産分野における産業管理外来種の分布や生態等に関する知見の更なる把握に努めるする。

#### (4) 試験研究機関

水産分野における産業管理外来種の分布や生態等に関する知見の更なる把握に努めるを行う。また、水産分野における産業管理外来種を育種実験等に利用する場合には、当該研究施設から産業管理外来種が逸出しないよう努めるにする。

### 3. 公的規制による対応

~~以下に該当する場合には~~水産動植物の繁殖保護等を図るため、在来種が生息する水域への分布拡大による食害、競合及び交雑を防ぐ必要がある場合等において、地域の实情を踏まえ、必要に応じて内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示等により水産分野における産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講ずることとする。

- ~~(1) 生物多様性の保全上重要な水域がある場合や、北方の高地や湖沼においてレイクトラウトの分布拡大を防ぐ必要がある場合~~
- ~~(2) ブラウントラウトについて、生息水域が拡大し、在来種との交雑種が確認されるなど、水産資源の保護培養上の懸念がある場合~~

### 4. 新たな利用の取扱い

水産分野における産業管理外来種の分布域の拡大を招く可能性のある利用に繋がるような第5種共同漁業の新たな免許（既存の漁業権漁場において第5種共同漁業の対象魚種として産業管理外来種を追加する場合を含む。）は、行わないことが望ましい。ただし、個別の状況等に照らし、その是非を慎重に検討する必要があるため、各都道府県におかれては水産分野における産業管理外来種の新たな利用に関する問合せがある場合には、事前に関係研究機関等と十分に相談するとともに、水産庁資源管理部漁業調整課に連絡することとする。

### 5. その他

水産庁は、関係機関や上記に示した各主体と連携して、引き続き、水産分野における産業管理外来種を巡る状況の把握に努め、行動計画に基づき、適時・適切な管理のために必要な対応を検討していくこととする。